

**VarioSecure サービス利用契約約款**  
**(不正通信端末 特定調査サービス)**

2025 年 3 月 6 日

バリオセキュア株式会社

## VarioSecure サービス利用契約約款（不正通信端末 特定調査サービス）

### 第1条 サービスの提供

バリオセキュア（株）（以下「VarioSecure」といいます。）または VarioSecure から業務委託を受けた業者（以下「業務委託業者」といいます。）は、不正通信端末特定調査サービス（以下「本サービス」といいます。）の申込者（以下「申込者」といいます。）に対して、VarioSecure サービス利用契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、本サービスの提供を行うものとし、申込者は、本サービスを利用するため、本約款の定めにしたがうものとし、本約款は、本サービスに関する VarioSecure と申込者の契約に適用され、両者間の契約内容を構成するものです。

### 第2条 サービスの定義

本サービスは、コンピュータもしくはコンピュータが接続するネットワークに関して、不正通信があった場合に、当該不正通信を行った端末を特定することを目的としています。本サービスは次に掲げる事項に係るものとし、

1. 本サービスの提供に必要とする特定のハードウェアおよびソフトウェア（以下「本設備」といいます。）の貸与
2. 本設備の設定、設定変更、設定の保存
3. VarioSecure 指定の調査結果レポートの提出

### 第3条 申込と成立

1. 申込者は、本約款の内容をすべて確認し、その内容を了承した上で、VarioSecure 所定のサービス申込書に必要事項を記載の上、VarioSecure もしくは VarioSecure が指定する業務委託業者に提出するものとし、本契約は、次項の拒絶事由のある場合を除き、VarioSecure が申込書を受領することで本約款に基づく本サービスの提供に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。
2. 契約の申込が次の各号のいずれかに該当する場合は、VarioSecure は申込者に通知することにより契約の申込を拒絶することがあります。
  - （1）本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
  - （2）申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
  - （3）申込者が本サービス申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
  - （4）違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用する

おそれがあるとき

- (5) 申込者が、VarioSecure または業務委託業者、ならびに本サービスの信用を毀損するおそれがある態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 本サービスを直接または間接に利用するものの当該利用に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき

#### 第4条 VarioSecure 所有設備

##### 1. VarioSecure 所有設備の使用許可

VarioSecure は、申込者に対し、本サービスに関する VarioSecure 所有設備およびユーザマニュアル等の関連する書類を使用する非独占的ライセンスを付与します。申込者は、VarioSecure 所有設備のいかなる部分についても権利（関連特許、商標、著作権または他の財産権（本約款に特に記載されたものを除きます。）を含みますが、これに限りません。）を有しないことに同意し、了承します。

- (1) 申込者は、次の事項を行うことができるものとします。
  - i. VarioSecure 所有のソフトウェアで、申込者所有の設備にインストールする必要がある部分のコピーの作成（バックアップおよびアーカイブ目的に限ります。）。ただし、当該ソフトウェアおよびすべての財産権表示は現状を維持しなければなりません。
  - ii. VarioSecure が提供する書類のコピーの作成。ただし、当該書類は完全にコピーされ、すべての財産権表示は現状を維持しなければなりません。
- (2) 申込者は、次の事項を行うことはできません。
  - i. 第三者に対する VarioSecure 提供の本設備および書類の賃貸、貸与、サブライセンス、またはリース。
  - ii. VarioSecure 提供の本設備の修正、分解、デコンパイルまたはリバース・エンジニアリング。

##### 2. VarioSecure 提供の本設備の設置場所

本サービス利用にあたり、申込者は、サービスの利用期間中において、適切な本設備を設置するための場所（以下「本設備スペース」といいます。）を提供し維持するものとします。本設備スペースは、VarioSecure 提供の本設備にのみ利用されるものとします。

##### 3. 接続解除権の留保

申込者は、何時にても申込者が所有するネットワークから VarioSecure 提供の本設備を

接続解除する権利を留保するものとします。ただし、この行為より、本サービスの提供は接続を解除している間停止します。

#### 4. 設備の移転

申込者は、VarioSecure 提供の本設備の移転が必要と考えた場合、VarioSecure の監督のもとで本設備の移転に責任を負うものとします。

#### 5. 設備の使用

本設備に対する権利は常に VarioSecure に帰属するものとし、申込者は、本約款に明示の規定がある場合を除き、本設備に対していかなる権利も有しないものとします。申込者は、申込者の故意・過失に起因して本設備に損失または損害があった場合、全責任を負うものとし、適切な再設置費用ならび手数料の合計金額に消費税を加えた金額を支払うものとします。本契約終了後、申込者は、直ちにすべての VarioSecure が提供する本設備を、VarioSecure に返却するものとします。

### 第5条 期間/延長/終了

#### 1. 利用期間

本サービスの利用期間は、サービス開始日から1か月間とします。

#### 2. 延長

本約款にもとづき、いずれかの当事者により相手方に対し、終了の意思表示がされない限り、本サービスの利用期間終了後、1か月間自動的に利用期間が延長されるものとし、その後も同様とします。

#### 3. 終了

##### (1) 期間の終了

いずれの当事者も、いかなる理由であれ、当初期間またはその後の期間が終了する1か月前までに、書面による通知をなすことにより、本契約を終了することができるものとします。

##### (2) 権利または先取特権の不存在

申込者は、本契約もしくはその終了の結果として、VarioSecure 所有の設備につき、いかなる権利も取得しないものとします。同様に、VarioSecure ならびに VarioSecure の

業務委託業者も、本契約もしくはその終了の結果として、申込者もしくは本設備スペースにつき、いかなる所有権もしくは賃借権も取得しないものとします。

## 第6条 秘密情報の取り扱い

### 1. 秘密性の上承

申込者は、VarioSecure に対し、本サービスの提供に必要な範囲で、契約申込み者の業務に関連する秘密情報および財産的価値のある情報（秘密扱いと明示、指定または記された資料を含みます）を開示することを了承します。秘密情報には、次の各情報は含まれないものとします。

- i. 既に公知の情報または受領者が独自に開発した情報
- ii. 受領者の責に帰すべき事由によらず、公知になった情報
- iii. 受領者が、守秘義務を負わずに第三者から受領した情報
- iv. 受領者が、開示者から開示について承諾を得た情報
- v. 公官庁・裁判所・捜査機関もしくは法律の要求により開示が義務付けられた情報

### 2. 非開示特約

各当事者は、本契約により、いかなる第三者（本契約の履行に関連して情報を「知る必要性」を有する各当事者の従業員または代理人、顧問弁護士ならびに相手方が署名入りの書面により承認したその他の受領者を除きます。）に対しても、相手方当事者の秘密情報を、開示又は漏洩しないものとするを了承します。いずれの当事者も、相手方当事者（もしくは第三者）のソフトウェア、ドキュメンテーションおよび秘密情報から、財産権、著作権、商標権または企業秘密に関する部分を改変または除去しないものとします。本契約に基づく当事者の秘密保持義務は、理由の如何を問わず、本契約の終了後も存続するものとします。

### 3. 個人情報の取扱い

前2項の外、VarioSecure が個人情報を取得し、又は、申込者から取得する個人データの取扱いについては、個人情報保護法第4章の規定によるものとします。

## 第7条 データの取得と利用

VarioSecure は、本サービスの提供並びにアクセス制御技術、侵入者検知・防御技術およびコンピュータウィルス検知技術の向上の目的のために合理的に必要と認められる

範囲で、申込者において設置した本設備を通過する通信データおよびコンピュータ内のマルウェアと疑われるファイルやデータを取得し、利用（VarioSecure の業務委託先への提供も含む。）することができるものとします。

#### 第8条 申込者設備およびネットワーク

VarioSecure は、VarioSecure との連絡または申込者自身のコンピュータ設備およびネットワークもしくはインターネットへのアクセスの提供および維持に必要な申込者の現場における、管理、技術、緊急対応もしくはサポートを行うスタッフの費用および支出に関して申込者に対し責任を負わないものとします。申込者は、引き続き社内または関連設備への立入り制限に関する責任ならびに申込者のコンピュータまたはコンピュータ・ネットワークへのネットワーク・アクセスに関する責任を負うものとします。VarioSecure は、本サービスのサービス内容および業界基準に従いネットワーク・セキュリティ侵害の予防、発見または確認を支援しますが、コンピュータまたはコンピュータ・ネットワークの安全を保証するものではありません。

#### 第9条 責任・保証

1. VarioSecure は、本契約期間中、本サービスに関連して使用される VarioSecure 提供の本設備が実質的に稼働するよう合理的な努力を払うことを表明し保証します。ただし、申込者により、本設備に対する不適切な利用がなされた場合、本条に規定された保証は無効となります。
2. VarioSecure は、本サービスが無償で提供されることに鑑み、一切損害賠償の責を負わないものとします。
3. 申込者の使用上の過誤、第三者の使用等によって生じる一切の損害の責任は、申込者が負うものとし、VarioSecure は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条 免責

前条の場合を除き、VarioSecure は次の事項に関連して何ら保証を行いません。

##### 1. 他社提供の機器・ソフトウェアまたはサービス

本サービスに関連し、VarioSecure は、他の業者から機器・ソフトウェアもしくはサービスの提供を受け、VarioSecure のサービスに付加して申込者に提供することができるものとし、この場合、当該機器・ソフトウェアならびにサービスについては、VarioSecure

は何等の責任を負わないものとします。

## 2. 申込者の設備およびその利用に関するセキュリティ

申込者は、自らのコンピュータおよびネットワークの利用ならびにそれらから得られる結果に対して責任を負うものとします。関連する VarioSecure 所有設備に関して前条第 1 項で具体的に規定された事項を除き、VarioSecure は、本サービスに関し、明示的にも黙示的にも法的にもいかなる種類の保証も行いません（VarioSecure ならびに業務委託業者による営業活動・プロモーション活動において、VarioSecure サービスの特定目的（不正侵入防止等）に対する有効性に関する表現は有効性を謳うものであり保証を意味するものではありません。）。VarioSecure は、申込者のコンピュータまたはコンピュータ・ネットワークのセキュリティに依存する第三者に対し何ら保証をしません。

## 3. セキュリティ侵害

申込者は、いかなる場合においても、VarioSecure、その親会社、関連会社、取締役、従業員および代理人、ならびに VarioSecure が指定する業務委託業者が、申込者、そのユーザまたは申込者のコンピュータもしくはコンピュータ・ネットワークのセキュリティに依存する他の者が被ったセキュリティ侵害について（本サービスに関連または起因するかを問いません。）、あるいは何らかの点において本サービスの履行不能について、責任を負わないことに同意します。

## 第 11 条 解除

1. いずれの当事者も、次項に規定する場合を除き、相手方が本契約上の義務を履行しない場合には、相当の期間を定めた書面による催告を行い、かかる期間内に相手方が不履行を是正しない場合には本契約を解除することができるものとします。
2. いずれの当事者も、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - i. 仮差押、差押若しくは競売の申請、又は破産、民事再生手続開始、会社整理若しくは会社更生手続開始の申立を自ら為したとき、または第三者をして申立てを受けたとき、または清算に入ったとき
  - ii. 租税公課を滞納して滞納処分を受けたとき
  - iii. 支払いを停止したときまたは支払い不能におちいったとき
  - iv. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - v. 解散の決議を行ったとき、または解散命令を受けたとき
  - vi. 営業の停止・廃止若しくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しよう

としたとき

vii. その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

3. 申込者が、本条第1項および前項各号のいずれか一にでも該当したときは、当然に期限の利益を失い VarioSecure に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとしします。

#### 第12条 使用地域の限定/輸出管理

1. 申込者は、本サービスを日本国内においてのみ使用するものとしします。
2. 申込者は、本サービスに使用される本設備の輸出が、輸出入国（地域を含む。）および日本国の輸出管理法令に従わなければならないことに同意し、了承します。申込者は、VarioSecure の事前の書面による承諾を得ずに、直接的にも間接的にも本設備または本契約に関連したドキュメンテーションを日本国以外の国もしくは地域に移動しないものとしします。

#### 第13条 表明および保証

両当事者は、本契約を締結し、本契約上の義務を履行する完全な法令上の権能および権限を有すること、ならびに本サービス申込書の申込者が本契約を締結する適法な権限を有することを表明し保証します。

#### 第14条 反社会的勢力との関係を理由とする契約解除

1. 申込者は、VarioSecure に対し、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および直接または間接を問わず、次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしします。
  - i. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ii. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - iii. 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

- をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- iv. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること
  - v. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. VarioSecure は、前項の表明保証・確約に反して、申込者または申込者の役員もしくは申込者の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したとき、もしくは該当するおそれがあると判断したときは、何らの催告をせず、本サービス契約を即時解除することができるほか、本サービスの利用申込を直ちに拒絶することができるものとします。
3. 前項の場合において VarioSecure は、申込者に対し、第 1 項の表明保証・確約に反する、または反しているおそれがあると判断したその内容および根拠に関し、申込者に対して何ら説明または開示する義務を負わないものとし、契約の解除または利用申込の拒絶に起因または関連して申込者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
4. 本条に基づく解除または利用申込の拒絶は、VarioSecure から申込者に対する損害賠償の請求を妨げないものとし、また申込者が第 1 項の表明保証・確約に反する、または反しているおそれがあると判断したときは VarioSecure に対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

## 第 15 条 一般条項

1. いずれの当事者も、相手方の事前の書面による承諾を得ずに（この承諾は不合理に差し控えられないものとし、本契約を譲渡することはできないものとし、ただし、合併、又は、会社分割による場合を除きます。
2. いずれの当事者も以下に起因する本契約の義務の不履行または履行遅滞について責任を負わないものとし、これを理由として本契約の違反または不履行が生じているとはみなされないものとし、ただし、当該当事者は通常の履行の再開に最大限の努力をするものとし、  
要因：地震、洪水、火災、嵐等の天災、戦争、労働争議（ストライキおよびロック

アウトを含みます)、政府の規制もしくは干渉、当該当事者の合理的注意義務の行使によっても克服不可能な事項。

3. 本契約のいかなる規定も、申込者、関係会社、株主、本契約当事者のパートナーまたはその他の第三者について、第三者受益権またはその他のいかなる種類の権利の提供または創設を意味するものではなく、またそのように解釈されるものではありません。
4. いずれかの当事者による本契約に定める権利の行使の放棄または懈怠は、本契約に基づくその他の権利の放棄とはみなされないものとします。
5. 本契約のいずれかの規定が管轄裁判所により法に抵触すると判断された場合でも、本契約の残余の規定は完全な効力を維持するものとします。
6. 本契約の終了、中途解約もしくは満了後も継続する両当事者の権利および義務は、その性質上、当該終了、中途解約もしくは満了後も存続するものとします。
7. 本契約は、本契約の目的に関する当事者の完全な合意および了解事項を構成し、書面または口頭によるその他の合意または了解事項に取って代わるものとします。
8. 申込者の購入注文条件と本契約との間に齟齬が生じた場合、本契約が優先するものとします。
9. VarioSecure は、VarioSecure が必要と判断した場合、VarioSecure ホームページに掲載することにより、本約款を変更することができるものとし、申込者はこれを予め承諾するものとします。申込者は、本約款変更後に引き続き本サービスを利用することにより、変更後の本約款につき同意したものとみなされます。これらの本約款の変更内容に同意できない場合、申込者は本サービスの利用をしないものとします。
10. 申込者は、本契約に起因または関連する訴訟または手続きについて、東京地方裁判所の専属的管轄権に服することに同意します。
11. 本契約は、日本法に準拠するものとします。

以上